

# 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所企画運営会議 規程

〔平成21年 3月31日〕  
規則 第95号

改正 平成27年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第1号  
平成28年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第2号  
平成31年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第3号

(設置)

第1条 大学院総合国際学研究所（以下「研究所」という。）に研究所の円滑な運営を行うため、企画運営会議を置く。

(組織)

第2条 企画運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長代理
- (3) 副研究科長 2名
- (4) 博士後期課程各専攻長 3名
- (5) 博士前期課程各コース長 5名
- (6) 研究科長の指名する者 若干名

(所掌事項)

第3条 企画運営会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 学務、予算、組織等の企画・立案に関する事項
- (2) 入試広報、ホームページ作成、学生支援等の企画・立案・遂行に関する事項
- (3) その他大学院教授会から付託された事項

(企画運営会議代表)

第4条 企画運営会議に代表を置き、研究科長をもって充てる。

2 代表が必要と認めるときは、副研究科長（教育担当）が代表の職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第5条 特定の事項を扱うため、企画運営会議にワーキンググループを置くことができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、企画運営会議に関し必要な事項は、同会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究所企画運営室規程（平成16年3月18日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。